

Press Release

沖縄労働局発表

令和7年9月1日(月)

担

沖縄労働局労働基準部 健康安全課

課

長

矢吹 陽子

当

副主任地方産業安全専門官

玉那覇 勝

電話:098 (868) 4402

登録教習機関に対する業務停止命令の行政処分について

沖縄労働局(局長 柴田 栄二郎)は、令和7年9月1日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である建設業労働災害防止協会沖縄県支部(支部長 津波 達也)の車両系建設機械(解体用)運転技能講習の業務について、下記のとおり2月の期間の業務停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 処分の対象者

- (1) 名 称 建設業労働災害防止協会沖縄県支部
- (2) 所在地 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号

2 処分の内容

労働安全衛生法の規定に基づき登録を受けた車両系建設機械(解体用)運転技能講習の業務を、令和7年9月1日から令和7年10月31日までの2月の期間、停止すること。

3 処分の原因となった事実

令和7年6月20日に実施した車両系建設機械(解体用)運転技能講習において、実技講習として解体用つかみ機の操作を行わせていなかったこと。

4 処分の根拠となる法令の条項

労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第53条第1項第2号

5 関連条文

別紙のとおり

6 参考事項

沖縄労働局は建設業労働災害防止協会沖縄県支部に対し、当該講習で交付された技能講習修了証は無効であることを受講者に通知し、技能講習修了証を回収するよう指示している。

関係条文

○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抄)

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第五十二条又は第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するとき。
- 二 前条において読み替えて準用する第五十二条又は第五十二条の二の規定による請求に応じなかったとき。
- 三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。
- 四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 六 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録(以下この条において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。
- 二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。
- 三 技能講習又は教習の業務を管理する者(教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。)が置かれていること。
- 四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行った教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。
- 3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録(以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八条第一項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八条第二項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十九条	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十条第一項	事業報告書	事業報告書(登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書)
第五十条第二項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第四項	事業報告書	事業報告書(登録教習機関が国又は地方公共

		団体である場合にあっては、事業報告書)
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十二条	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十六条第三項各号	第七十七条第二項各号
第五十二条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十七条	第七十七条第六項又は第七項
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三条の二	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習

- 4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。
- 6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。
- 7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。